

感染症指定医療機関及び青森地域、西北五地域保健医療圏における第二種感染症指定医療機関の指定に努めます。(県)

イ 感染症病床における基準病床数の確保に努めます。(県)

ウ 感染症指定医療機関と医療関係団体及び一般医療機関との連携を強化します。(県)

感染症指定医療機関*

区 分	医 療 機 関 名	
第一種感染症指定医療機関	未 指 定	
第二種感染症指定医療機関	津 軽 地 域	弘前大学医学部附属病院
	八 戸 地 域	八戸市立市民病院
	青 森 地 域	—
	西 北 五 地 域	—
	上 十 三 地 域	十和田市立中央病院
	下 北 地 域	むつ総合病院

* 第一種感染症指定医療機関と第二種感染症指定医療機関があり、それぞれ、エボラ出血熱、ラッサ熱等の一類感染症及び急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群等の二類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する医療機関で、知事が指定したもの。このほか、新感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する医療機関で、厚生労働大臣が指定する特定感染症指定医療機関がある。

2 結核予防対策

【現状と課題】

我が国の結核を取り巻く状況は、昭和26年の結核予防法の制定以来、結核の罹患率は大幅に減少していますが、依然として、年間2万2千人以上の患者が発生する主要な感染症です。特に近年では、結核患者の高齢化、合併症を有する患者の増加、多剤耐性結核菌の出現など、新たな課題に直面しています。こうした状況の中、平成19年4月より結核予防法が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に統合され、改正感染症に基づく新たな結核対策の効果的推進を図っています。

本県の結核罹患率は全国平均を下回り、減少傾向にあります。全国的に罹患率の低い東北6県と比較すると最も罹患率が高く、受診や診断の遅れが目立つことから、さらに結核対策を強化していく必要があります。

【目 標】

- 結核の発生予防及びまん延防止を図るとともに、人権尊重に基づく患者支援、適正医療の体制整備を推進するとともに結核に関する正しい知識の普及啓発に努めます。

【施策の方向と主な施策】

(1) 総合的かつ計画的な結核対策の推進

青森県感染症予防計画の「結核予防計画」に基づき、総合的かつ計画的な結核対策を推進します。(県、保健所設置市、市町村、関係機関)

(2) 正しい知識の普及啓発

ア 結核予防週間において新聞、広報誌、ホームページ等での啓発を行います。

(県、保健所設置市、市町村、関係機関)

イ 普及啓発事業(健康教室・パンフレットの配布等)を地域の実情に合わせて計画的に推進します。(県、保健所設置市、市町村、関係機関)

(3) 患者の早期発見

ア 結核発病、集団感染のリスクの高い、高齢者社会福祉施設での定期健康診断、精密検査受診率の向上を図ります。(県、保健所設置市、市町村、関係機関)

イ 高齢者社会福祉施設の関係者に対し、結核に関する知識、高齢者の健康管理のポイントについての情報提供を行います。(県、保健所設置市、市町村、関係機関)

ウ 大学、高等学校等の学生・生徒を対象とした定期健康診断、精密検査受診率の向上を図り、若年者の結核の早期発見、集団感染予防に努めます。(県、保健所設置市)

エ 有症時の早期受診を勧奨します。(県、保健所設置市、市町村、関係機関)

(4) 患者支援

ア 全結核患者への面接を行い、病気・治療等に対する不安や疑問の軽減を図ります。

(県、保健所設置市、医療機関)

イ DOTS(直接服薬確認療法)を推進し、全結核患者の服薬支援・治療完遂に努めます。

(県、保健所設置市、医療機関、薬局)

ウ 結核指定医療機関との連携を図ります。

(県、保健所設置市)

(5) 患者の家族、接触者からの新たな患者発生の防止

- ア 積極的疫学調査により、接触者健康診断対象者の適切な把握に努めます。
(県、保健所設置市)
- イ 接触者健康診断対象者に健康診断の必要性等について適切に説明し、受診の徹底に努めます。
(県、保健所設置市)
- ウ 接触者健康診断対象者の不安の緩和・軽減に努めます。(県、保健所設置市、医療機関)
- エ 接触者健康診断を集団で実施する施設や職場・学校等の関係者に対して、結核に関する正しい知識、健康診断の必要性等について適切に説明し、円滑な健診の実施に努めます。
(県、保健所設置市)

(6) 関係機関との連携、協力体制の充実

- ア 学校、職域、福祉、医療関係者等に対して研修会や情報提供を行い、結核の知識の普及、結核対策についての共通理解を図ります。(県、保健所設置市)
- イ 関係機関からの情報提供について適切な対応に努めます。(県、保健所設置市)

(7) 適正医療の普及

- ア 毎年、医療関係者を対象とした研修会を開催し、最新の結核医療情報を提供します。(県)
- イ コホート検討会を実施し、適切な患者管理・治療成績の向上を図ります。
(県、保健所設置市)

(8) 結核病床の確保及び結核医療の充実

- ア 結核病床における基準病床数を確保します。(国、県)
- イ 標準科学療法を促進します。(県、保健所設置市、医療機関)
- ウ 初期医療体制及び搬送体制の整備・充実に努めます。(県)

結核病床を有する結核指定医療機関*

区 分	医 療 機 関 名
結核病床を有する結核指定医療機関	独立行政法人国立病院機構青森病院
	青森県立中央病院

* 病院病床のうち、結核患者を入院させるためのものをいう。

【達成目標】

結核罹患率を11.0以下にします。

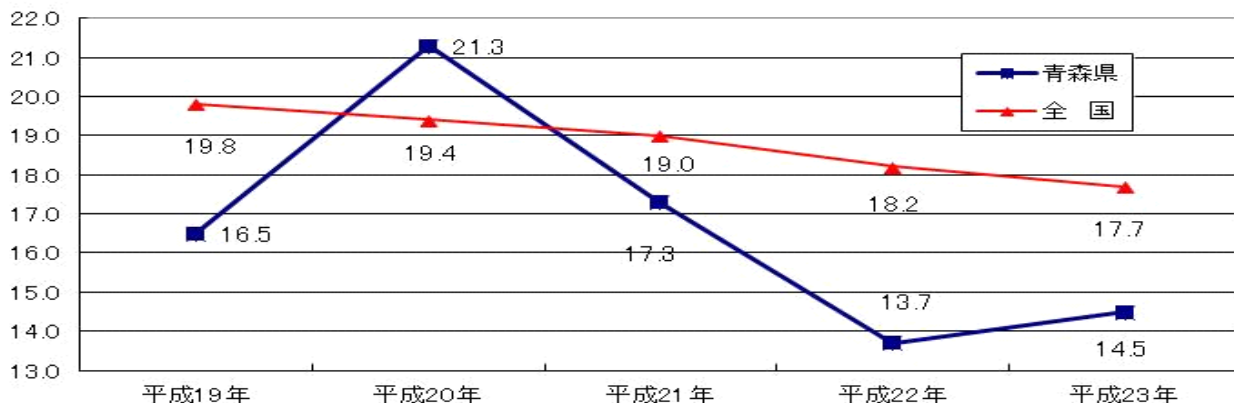
新登録患者数の推移

(単位：人)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
新登録患者数	青森県	232	296	238	188	198
	全 国	25,311	24,760	24,170	23,261	22,681
菌喀痰塗抹陽性患者数(再掲)	青森県	75	117	96	91	96
	全 国	10,214	9,809	9,675	9,019	8,654

出典：平成23年結核登録者情報調査年報

結核罹患率の推移



※ 罹患率：人口 10 万人当たりの新登録患者数

年齢階級別新登録患者数及び割合

(単位：人、%)

年次 区分	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合	患者数	割合
0～9歳	2	0.9	0	0.0	2	0.8	0	0.0	0	0.0
10～19歳	0	0.0	3	1.0	2	0.8	2	1.1	0	0.0
20～29歳	14	6.0	12	4.1	7	2.9	10	5.3	2	1.0
30～39歳	17	7.3	21	7.1	18	7.6	10	5.3	11	5.6
40～49歳	28	12.1	25	8.4	13	5.5	8	4.3	13	6.6
50～59歳	26	11.2	31	10.5	25	10.5	25	13.3	18	9.1
60～69歳	33	14.2	43	14.5	45	18.9	33	17.6	26	13.1
70歳以上	112	48.3	161	54.4	126	52.9	100	53.2	128	64.6
不詳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
総数	232	100.0	296	100.0	238	100.0	188	100.0	198	100.0

出典：結核の現状（平成23年版）

二次保健医療圏別の結核罹患率の年次推移

(人口10万対)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
青森県	16.5	21.3	17.3	13.7	14.5
津軽地域	18.9	30.4	19.0	16.8	15.2
八戸地域	15.7	16.5	16.0	11.3	14.0
青森地域	15.3	18.4	14.6	12.0	13.0
西北地域	19.9	20.2	21.9	18.0	19.7
上十三地域	12.2	23.1	22.2	14.1	15.3
下北地域	18.5	14.9	6.3	10.1	7.6

出典：結核の現状（平成23年版）

二次保健医療圏別の結核新登録患者数の年次推移

(単位：人)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
青森県	232	296	238	188	198
津軽地域	59	94	58	51	46
八戸地域	54	56	54	38	48
青森地域	51	61	48	39	42
西北地域	30	30	32	26	28
上十三地域	23	43	41	26	28
下北地域	15	12	5	8	6

出典：結核の現状（平成23年版）

3 エイズ対策

【現状と課題】

本県のH I V感染者及びエイズ患者報告数（凝固因子製剤による患者は除く）は、平成20年3月31日現在、H I V感染者が28人（全国は9,643人）、エイズ患者が18人（全国は4,544人）となっており、今後も増加することが予想されます。

これまで、「エイズ」については、多くの誤解や偏見がもたれてきましたが、エイズの感染経路は限られており、感染を未然に防止することが可能な疾病であることから、県民が正しい知識を持つことが予防対策の基本であり、衛生教育及び広報活動の積極的な推進によりエイズという病気の正しい理解、偏見や差別のない意識づくりと、予防知識の普及啓発が必要です。

【目 標】

エイズに関する正しい知識の啓発や情報提供により、エイズの予防及び感染者等に対する偏見・差別のない社会づくりに努めるとともに、総合的・専門的な治療を行う体制づくりを進めていきます。

【施策の方向と主な施策】

（1）正しい知識の普及啓発

- ア ポスターの掲示やパンフレットの配布により啓発に努めます。（県、保健所設置市、市町村）
- イ 重点的に青少年層を対象に、エイズに対する正しい知識・情報の提供に努めます。
（県、保健所設置市、市町村）

（2）相談・検査体制の充実

- ア 全保健所におけるエイズ相談を引き続き実施します。（県、保健所設置市）
- イ エイズ相談専用電話の設置により、電話による相談に対応します。（県、保健所設置市）
- ウ プライバシーの保護を徹底します。（県、保健所設置市）
- エ 保健所H I V抗体検査の実施体制を充実します。（県、保健所設置市）

（3）専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上

- ア 医師、保健師及び看護師のカウンセラー養成を図ります。（県）
- イ エイズ治療・研究開発センター等が実施するエイズ対策研修会への派遣・参加を促進します。
（県）

（4）医療機関における患者・感染者の受入体制の充実

- ア H I V診療支援ネットワークシステムの活用を図ります。（医療機関、県）
- イ エイズ治療拠点病院等の体制整備を図ります。（県）
- ウ エイズ予防薬の配備を図ります。（県）

（5）エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上

- ア エイズ治療中核拠点病院・拠点病院の医師等医療従事者に対する研修を実施します。（県）
- イ エイズ治療・研究開発センター及び東北ブロックの拠点病院である国立病院機構仙台医療センターとの連携を強化します。（県）

エイズ治療中核拠点病院及び拠点病院機関*

区 分	医 療 機 関 名
エイズ治療中核拠点病院	青森県立中央病院
エイズ治療拠点病院	弘前大学医学部附属病院 国立病院機構弘前病院 八戸市立市民病院

* エイズ治療中核拠点病院とは、H I V感染者・エイズ患者に対して高度なH I V診療を実施するとともに、医療機関に対する研修及び医療情報の提供を行う病院をいう。

エイズ治療拠点病院とは、H I V感染者・エイズ患者に対する総合的、専門的な医療を提供する病院をいう。

【達成目標】

H I V感染者及びエイズ患者の蔓延を防止するため、(県)保健所における夜間・休日のH I V抗体検査を実施し感染者の早期発見に努めるとともに、診療体制の充実を図ります。

4 感染症等医療体制（感染症・結核・エイズ）

【現状と課題】

（１）感染症

感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図るため、未指定となっている第一種感染症指定医療機関及び青森地域、西北五地域保健医療圏における第二種感染症指定医療機関の整備が課題となっています。

感染症指定医療機関

区 分	医 療 機 関 名	
第一種感染症指定医療機関	未 指 定	
第二種感染症指定医療機関	津 軽 地 域	弘前大学医学部附属病院
	八 戸 地 域	八戸市立市民病院
	青 森 地 域	—
	西北五地域	—
	上十三地域	十和田市立中央病院
	下 北 地 域	むつ総合病院

（２）結核

本県の結核病床数は、平成24年4月1日現在、2か所の病院66床で、基準病床60床を満たしており、この2医療機関は、陰圧病床を設備し専門医療施設として体制整備を図っています。

なお、この2医療機関は、ともに青森市に所在するため、県では、結核患者が適正な医療が受けられるよう搬送体制の整備を図っています。

結核病床を有する結核指定医療機関

区 分	医 療 機 関 名
結核病床を有する結核指定医療機関	独立行政法人国立病院機構青森病院
	青森県立中央病院

（３）エイズ

H I V感染者及びエイズ患者に対する診療は、どこの医療機関でもその機能に応じて受け入れることが基本であり、一般的な診療は身近な医療機関で行い、重症になれば中核拠点病院・拠点病院において総合的・専門的な診療を行なう体制づくりを進める必要があります。

本県では、エイズ治療中核拠点病院として青森県立中央病院を指定するとともに、エイズ治療拠点病院として弘前大学医学部附属病院、国立病院機構弘前病院、八戸市立市民病院の3病院をエイズ治療拠点病院として指定しており、今後、中核拠点病院及び拠点病院の診療体制を充実させるとともに、他の医療機関との連携強化、医療従事者の資質の向上が求められます。

エイズ治療中核拠点・拠点病院

区分	医療機関名
中核拠点病院	青森県立中央病院
拠点病院	弘前大学医学部附属病院
	国立病院機構弘前病院
	八戸市立市民病院

【目標】

感染症のまん延防止及び医療提供体制の充実により、感染症に対する危機管理体制の充実を図ります。

【施策の方向と主な施策】

(1) 感染症指定医療機関の整備・充実

- ① 第一種感染症指定医療機関（県内1か所）及び第二種感染症指定医療機関（県内で未指定の青森地域及び西北五地域）の指定に努めます。（県）
- ② 感染症病床における基準病床数の確保に努めます。（県）
- ③ 感染症指定医療機関と医療関係団体及び一般医療機関との連携を強化します。（県）

(2) 結核病床の確保及び結核医療の充実

- ① 結核病床における基準病床数を確保します。（国、県）
- ② 標準化学療法を促進します。（県、保健所設置市、医療機関）
- ③ 初期医療体制及び搬送体制の整備・充実を図ります。（県）

(3) エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上

- ① エイズ治療中核拠点病院・拠点病院の医師等医療従事者に対する研修を実施します。（県）
- ② エイズ治療・研究開発センター及び東北ブロックの拠点病院である国立病院機構仙台医療センターとの連携を強化します。（県）

【達成目標】

- (1) 青森地域、西北五地域保健医療圏における第二種感染症指定医療機関の指定に努めます。
- (2) 結核病床の基準病床の確保及び医療体制の充実を図ります。
- (3) エイズ診療のできる医療機関の増加及びエイズ治療中核拠点病院・拠点病院の診療体制の充実に努めます。

【用語説明】

<エイズ治療中核拠点病院>

HIV感染者・エイズ患者に対して高度なHIV診療を実施するとともに、医療機関に対する研修及び医療情報の提供を行う病院。

<エイズ治療拠点病院>

HIV感染者・エイズ患者に対する総合的、専門的な医療を提供する病院

<感染症指定医療機関>

第一種感染症指定医療機関と第二種感染症指定医療機関があり、それぞれ、エボラ出血熱、ラッサ熱等の一類感染症及び急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群等の二類感染症の患者の入院医療を

担当できる基準に合致する医療機関で、知事が指定したもの。このほか、新感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する医療機関で、厚生労働大臣が指定する特定感染症指定医療機関がある。

5 肝炎対策

【現状と課題】

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様となっています。

我が国では、B 型肝炎ウイルス又は C 型肝炎ウイルス感染に起因する肝炎患者が、肝炎に罹患した者の多くを占めており、B 型肝炎及び C 型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっています。

肝炎（B 型肝炎及び C 型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあります。

このため、肝炎に対する理解を深め、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要です。

【目 標】

ウイルス性肝炎感染者の早期発見に努めるとともに、肝炎患者の肝硬変・肝がんへの移行を予防し、ひいては肝がんの死亡者数の減少を目指します。

【施策の方向と主な施策】

（１）肝炎ウイルス検査の促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての県民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があります。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要です。

（国、県、市町村、検査実施医療機関）

（２）適切な肝炎医療の推進

肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療又は B 型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能であり、また、ウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面があります。

このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組みます。

また、県では、肝疾患診療連携拠点病院（県 1 カ所）及び専門医療機関（二次医療圏に 1 カ所以上）を指定していますが、より効果的・効率的な肝炎医療を提供するためには、肝疾患診療連携拠点病院及び専門医療機関を中心とした肝疾患診療体制を構築し、肝炎治療を実施する医療機関のより一層の連携を図ります。（国、県、肝炎治療実施医療機関）

○肝疾患診療連携拠点病院・・・弘前大学医学部附属病院

○肝疾患に関する専門医療機関

（青森圏域）青森県立中央病院、青森市民病院

（津軽圏域）弘前市立病院、黒石病院

（八戸圏域）八戸市立市民病院、八戸赤十字病院

（西北五圏域）西北中央病院

（上十三圏域）十和田市立中央病院、三沢市立三沢病院

（下北圏域）むつ総合病院

(3) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつきにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくいため、県民一人ひとりが自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持つよう、更なる普及啓発に取り組めます。（国、県、市町村、肝炎治療実施医療機関）

6 難病対策

【現状と課題】

原因が不明で、治療方法も確立されておらず、その経過が慢性にわたる、いわゆる難病は、現在130疾患が国の難治性疾患克服研究事業（特定疾患調査研究分野）の対象となっており、そのうち56疾患（群）を特定疾患治療研究事業の対象として医療費の公費負担をしています。

同様に、先天性血液凝固因子障害及び18歳未満を対象とした小児慢性特定疾患治療研究事業として「神経・筋疾患」「膠原病」など11の疾患（群）も、医療費の公費負担の対象としています。

本県では、医療機関等と協力し難病医療の拠点的功能を担う病院として、青森県立中央病院を難病医療拠点病院に指定するほか、二次保健医療圏ごとに1カ所の医療機関を難病医療協力病院として指定しています。

難病患者は年々増加傾向にあり、それぞれの疾患について必要な医療を確保することとともに、特に重症度の高い疾病においては、高度かつ専門の医療が必要であることや療養生活が長期にわたり、看護と介護に多大な労力を要することなどから、医療はもとより在宅療養の環境整備などの福祉的側面にも配慮することが必要となっています。

このため、国においては、障害者総合支援法を制定し、一定の基準を満たす難病患者が各種福祉サービスを受けられるようにするなど、患者支援の充実を図ることとしており、地域においても、難病患者が安心して療養できるよう、医療・福祉・関係機関等によるネットワークを構築し、療養生活を支える仕組みづくりが求められています。

また、難病患者の日常生活における相談・支援等を行う拠点である難病・相談支援センターの活動を通じ、患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るなどの患者支援も欠かせません。

今後も引き続き、特定疾患治療研究事業等を活用し、患者・家族の経済的負担の軽減を図りつつ、患者・家族のQOLの向上に資するための各種支援事業の充実に努めていきます。

【目 標】

難病患者やその家族を支える相談・療養環境等の充実を目指します。

【施策の方向と主な施策】

（1）難病患者・家族への支援の充実

- ① 患者・家族の経済的負担の軽減のため、医療費公費負担を引き続き実施します。（県）
- ② 専門医による医療相談、寝たきり等の在宅患者に対する訪問相談の充実を図ります。（県）
- ③ 難病患者や家族らの交流会を開催します。（県、難病相談・支援センター）
- ④ 難病患者団体の指導、育成に努めます。（県、難病相談・支援センター）

（2）難病患者等の相談体制の充実

- ① 保健師等保健所職員のカウンセリング技術向上のための研修を実施します。（県）
- ② 難病相談・支援センターの充実を図ります。（県、難病患者・家族会、関係医療機関等）

（3）在宅療養等の環境整備

- ① 地域における療養生活を支えるネットワークの構築及び保健所による訪問相談事業、医療相談事業を実施します。（県）
- ② 入院医療から在宅医療まで一貫した療養環境を整えるため、難病医療拠点病院を中心とした難病医療ネットワークの整備を図ります。（県、関係医療機関）

【達成目標】

- 新たに構築する難病医療ネットワークを活用した患者支援を実施します。
- 医療相談及び訪問相談の着実な実施を図ります。
- 難病相談・支援センターと連携し、きめ細やかな相談・支援を実施します。

7 その他の保健医療対策

(1) 臓器移植及び造血幹細胞移植

【現状と課題】

心臓死の患者から提供が可能な腎臓及び角膜の移植手術は古くから実施されてきましたが、平成9年10月から施行された「臓器の移植に関する法律」に基づき、脳死の判定を受けた者からの心臓、肝臓、肺などの移植が可能になりました。

また、平成22年7月からは、「臓器の移植に関する法律」の一部改正により、本人の意思が不明な場合でも、家族の承諾で臓器提供が可能となり、これにより、15歳未満の方からの脳死後の臓器提供も可能となりました。

臓器移植は、善意による臓器の提供があってこそ成り立つ医療であり、この臓器提供については、家族の承諾があってはじめて行われます。そのうえで、特に本人の意思を尊重するためにも、意思表示カード・シール、被保険者証や運転免許証などの意思表示欄やインターネットによる意思登録などでの意思表示についての普及啓発が必要であるとともに、各人の意思を生かせる環境を整えていくことが課題となっています。

また、白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の血液難病の有効な治療法となっている造血幹細胞移植のうちの骨髄移植・末梢血幹細胞移植は、平成4年から「骨髄バンク事業」が実施され、非血縁者から移植手術が可能となりましたが、骨髄の提供登録について普及啓発を進める必要があります。

臓器移植実施機関

区 分	医 療 機 関 名 等	
移植医療機関	腎臓移植	(財) 鷹揚郷腎研究所弘前病院、八戸市立市民病院、弘前大学医学部附属病院
	角膜移植	弘前大学医学部附属病院
	肝臓移植	弘前大学医学部附属病院 (生体部分肝移植のみ)
	骨髄移植	弘前大学医学部附属病院、県立中央病院
	臍帯血移植	弘前大学医学部附属病院、県立中央病院
法的脳死判定可能病院	弘前大学医学部附属病院、八戸市立市民病院、県立中央病院	
骨髄バンクの登録受付機関	青森県赤十字血液センターの献血ルーム (青森市、弘前市、八戸市)	
臍帯血の採取、保存のための受付窓口	県内にはありません。(東北地方では、宮城県の「特定非営利活動法人宮城さい帯血バンク」が活動しています。)	

【目 標】

臓器移植は第三者の善意の臓器提供があって初めて成り立つ医療であり、県民の理解・協力と、医療機関の協力体制の構築により、臓器移植により救える環境の充実をめざします。

【施策の方向と主な施策】

平成20年9月の内閣府世論調査によると、意思表示カードなどを持っていると回答した人が8.4%で、そのうち、意思を記入している割合は50.3%にとどまっている状況にあり、また、骨髄提供希望者の年間登録者数が、東北5県の平均を下回っている状況から、引き続き下記の施策を実施します。

① 臓器移植に関する普及啓発

臓器提供意思表示カード等の所持者拡充及び被保険者証や運転免許証などによる意思表示のための普及啓発を推進します。(県)

② 移植医療実施のためのネットワークの充実

ア 臓器提供者の情報提供が可能な医療機関の協力体制の充実を推進します。(県)

イ 院内臓器移植コーディネーターの設置を推進します。(県)

ウ 院内臓器移植コーディネーターを中心とした提供者出現時の体制を整えます。

(関係医療機関)

③ 骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発

骨髄バンク登録希望者のための受付窓口の整備拡充、関係機関との連携の推進により骨髄ドナーの登録者の確保に努めます。(県、骨髄移植推進財団)

④ 臓器移植及び造血幹細胞移植の推進を図るための民間活動の醸成

(社) 日本臓器移植ネットワークや(財) 骨髄移植推進財団の県内での活動を支援するとともに、県内の受け皿となる民間活動の醸成を支援します。(県)

⑤ 本県における臍帯血移植実施体制の構築方策を検討します。(県)

【達成目標】

骨髄提供希望者の年間登録者数を、東北五県の平均登録者数とします。

本県の年間登録者数 773 人 (H23) → 東北五県の年間平均登録者数 (H29)

※ (東北五県の平均登録者数：903 人)

(2) 血液確保対策

【現状と課題】

本県では、「青森県献血推進協議会」を設置し、「県民の命は、県民の献血で」を目標に、県、市町村及び青森県赤十字血液センターが一体となって献血の推進に努めています。

特に、医療技術・血液製剤の製造技術の進歩等で、血液製剤の需要が高まってきていることから、安全で良質な血液製剤の確保を図るため、400ミリリットル献血及び成分献血の推進に努めています。現在、青森、弘前及び八戸の3か所に献血ルームを設置し、また、全血献血バス4台を稼働して血液の確保に努めています。

また、血液製剤を使用する医療機関における血液製剤の適正使用と輸血療法の安全性確保についても推進しています。

しかし、依然として、県内で必要とする血液製剤は、他県から応援を得ている状況にあり、特に、献血者数が若年層を中心に減少傾向にある反面、輸血用血液の約85%は50歳以上の人に使用され、少子高齢化の進展に伴い、若年層を中心とした普及啓発をより一層推進する必要があります。

【目標】

県内で必要とする安全な血液を確保するとともに、貴重な血液製剤の有効利用が図られるように努めます。

【施策の方向と主な施策】

本県における若年層の献血者は、全国の状況と同様に減少が続いていることから、若年層に対する対策を中心に、以下の施策を実施します。

① 献血思想の普及啓発

ア 県民に対する献血思想の普及啓発を推進し、県内で必要とする安全な血液の確保に努めます。

(県、市町村、青森県赤十字血液センター)

イ 若年層への献血思想の普及啓発と高校生献血を推進します。(県、青森県赤十字血液センター)

ウ 献血ルーム等のPR及び400ミリリットル献血及び成分献血の普及啓発を促進します。

(県、青森県赤十字血液センター)

エ 献血推進に係る組織、団体の育成と指導者講習会等の積極的な開催に努めます。

(県、青森県赤十字血液センター)

オ 市町村及び青森県赤十字血液センターとの連携強化を図ります。

(県、市町村、青森県赤十字血液センター)

② 献血受入体制の整備・拡充

青森県赤十字血液センターとの十分な協議を通じた、献血受け入れ態勢の整備・拡充を図ります。(県、市町村、青森県赤十字血液センター)

③ 血液製剤の使用適正化

血液製剤を使用する医療機関に対する血液製剤使用適正化の普及啓発を図ります。

(県、青森県赤十字血液センター)

【達成目標】

毎年度、青森県献血推進計画において設定している献血者数と献血量の目標達成を目指します。

年度別献血者数及び献血量の状況

年度	献血者数(人) (構成比率)				献血量(ℓ)	供給本数 (200mL 換算)
	200mL 献血	400mL 献血	成分献血	計		
14	22,951(33.8%)	27,008(39.7%)	18,025(26.5%)	67,984	20,686.0	207,056
15	24,716(35.5%)	27,290(39.2%)	17,648(25.3%)	69,654	20,831.0	201,637
16	22,693(33.7%)	27,102(40.3%)	17,502(26.0%)	67,297	22,730.2	200,919
17	19,162(29.7%)	27,882(43.3%)	17,429(27.0%)	64,473	22,315.7	192,359
18	16,380(25.5%)	31,048(48.4%)	16,758(26.1%)	64,186	22,768.0	189,171
19	7,997(13.9%)	33,569(58.3%)	16,050(27.9%)	57,616	21,829.8	174,611
20	8,183(14.2%)	33,637(58.4%)	15,826(27.5%)	57,646	21,781.3	180,797
21	7,868(13.9%)	32,890(57.9%)	16,015(28.2%)	56,773	21,464.8	190,876
22	8,195(14.0%)	33,624(57.6%)	16,559(28.4%)	58,378	22,066.9	198,650
23	6,969(12.4%)	33,840(60.1%)	15,534(27.6%)	56,343	21,517.1	187,133

資料「県医療薬務課」